

辺野古・「代執行」訴訟での最高裁の上告不受理を許さず、

新基地反対・普天間基地撤去に向けた運動を強化する(声明)

2024年4月2日

辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議
戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会
「止めよう!辺野古埋め立て」国会包囲実行委員会

最高裁第1小法廷(岡正晶裁判長)は2月29日付で、辺野古新基地工事における軟弱地盤改良のための設計変更について、代執行を認めないとする沖縄県の上告を不受理とする決定を行いました。最高裁が上告内容について一切の審理を行わず却下を決定したことに強く抗議します。

1. 沖縄防衛局が2020年に設計変更を申請した軟弱地盤の改良工事計画には大きな問題があります。第一に軟弱地盤の調査が不十分で、専門家から工事後に崩落が起きる危険性が指摘されていること、第二に、政府の計画でも工事期間が12年と長期にわたり、政府が言う「普天間基地の危険性除去」に合理性がないことです。さらに、生物多様性の宝庫である海を埋立てることで重大な環境破壊も懸念されることもあり、玉城沖縄県知事が設計変更申請を不承認としたことは当然のことです。

2. ところが沖縄防衛局は沖縄県知事の不承認決定に対して、行政措置に対する一般国民への救済手段である行政不服審査法を悪用して国土交通大臣に不承認を取り消させたのです。さらに国交大臣は、沖縄県に承認を求めて是正の指示まで行いました。沖縄県は当然、このことの不当性を訴えましたが、最高裁は、公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何らの判断も示さず、2023年9月4日の判決で、政府部内の「自作自演の茶番劇」を追認しました。

3. 岸田政権はこの最高裁判決を「錦の御旗」として、国交大臣の「代執行」による設計変更承認の訴訟を福岡高裁那覇支部に提起しました。福岡高裁那覇支部判決は、地方自治の保障のために設けられた代執行の厳格な3要件に応えることなく、2023年12月20日、上記9月4日の最高裁判決を踏襲して代執行を認める判決を出しました。

この代執行は、2019年の沖縄県民投票で民主的に示された新基地建設のための埋め立てを認めない民意を蔑ろにするものです。また、政府が沖縄県の求める対話に応じず、国と対等とされている地方自治体の権限を奪い、代わって行使し、その過程を司法がチェックもせずに政府の暴挙を容認する初の事例であり、全国に影響する重大なものです。

4. 沖縄県は、福岡高裁那覇支部の判決を不服として、最高裁に実質審査を求めて上告をしていましたが、今回、これを最高裁第1小法廷が門前払いにしたことは、司法による責任の放棄といわなければなりません。

私たちは、最高裁が「法の番人」として、公正中立の立場で、代執行の各要件充足性について厳格に審査するよう求める団体署名運動を全国に呼びかけ、諸団体の構成員の意思集約を行ってきました。

今回の「上告不受理」の決定は、こうした矢先に行なわれたものです。最高裁の「上告不受理」決定は、日本国憲法の三権分立の原則を投げ捨てて行政権力に追随するものとして断じて認められません。

5. 日本の国土面積の0.6%の沖縄に米軍専用基地の70%以上を配備し、県民に過大な基地負担を強要しておき

ながら、さらに辺野古新基地を押し付けることは人権を蹂躪するものというほかありません。政府が、普天間基地の危険性除去するとして「返還」を公言して28年がたつ中、問題の解決のためには、完成の見通しのない「辺野古移設」をやめ、無条件撤去以外に方法はありません。

辺野古新基地問題は今回の最高裁決定で決着したわけではありません。軟弱地盤の調査が不十分な中で強行される工事に今後も問題が噴出することは必定です。

私たちは、最高裁の不当な決定を乗り越え、辺野古新基地工事中止と普天間基地の撤去を求めて運動をさらに広げる決意です。

以上